

Title	一八六六年のフランス製一両銀
Sub Title	Silver Coin of one ryô made in France in 1866
Author	中島, 圭一(Nakajima, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2010
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.79, No.1/2 (2010. 3) ,p.157- 171
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20100300-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一八六六年のフランス製一両銀

中島 圭 一

はじめに

パリ貨幣博物館 (Musée de la Monnaie de Paris) には、図1のような、金属板をプレスして貨幣を製造するのに用いる打刻型が所蔵されている。⁽¹⁾かつての博物館の所蔵品目録では、コーチシナ (現ベトナム) の貨幣型とされていたが、写真を見ればわかるように、明らかに日本の一両銀の打刻型である。これまで日本では存在が知られていなかったものなので、本稿ではこの打刻型の概要と日仏双方の関係史料を紹介するとともに、これが製作されるに至った経緯を跡付け、型を用いて作られた一両銀の試作品の行方を考えてみたい。

一 打刻型とフランス側の関連史料

貨幣の表面と裏面の型は、直径一〇四・三ミリ、厚さ二三・六ミリの円形の金属の中央に、直径六二ミリ、厚さ三二・二ミリの本体をセットしてあり、打刻面は長さ五七ミリ、短径四一・二ミリの楕円形。なお、この型を用いて作られる一両銀のサイズは、長さ五五・三ミリ、短径三九・二ミリである。側面の型は、直径一三〇ミリ、厚さ六・五ミリの金属板の中央に、長さ五八・七ミリ、短径四二・一ミリの楕円形の穴を空けたものである。いずれも鋼鉄製で、表面型は一七一八グラム、裏面型は一七〇八グラム、側面型は五八八グラム。本来はパール Barre 家に伝わったものである。



图1 一兩銀貨幣型 (photo: Jean-Jacques Castaing, Monnaie de Paris ©)

十九世紀にフランスの貨幣や切手の原版を彫る仕事を担っていたのがパール家⁽²⁾で、ジャック・ジャン Jacques Jean Barre (一七九三〜一八五五、通称パール父)とその

子デジレールアルベル Desiré-Albert Barre (一八一八〜一八七八、通称アルベル)、さらにアルベルの兄ジャン・オーギュスト Jean-Auguste (一八一〜一八九六、通称オーギュスト、彫刻家として著名)の三代にわたって、そうした製版の責任者を務めてきた。問題の一両銀の打刻型は、子孫のアンリ・ルニユール・パール Henri Regnoul-Barre によって、オーギュストが一八七八〜七九年に作ったコーチシナの貨幣に比定されてきた。しかし、一九九一年に亡くなったアンリ・ルニユール・パールの遺品の内、二〇〇二年のオークションでパリの郵便博物館 (Musée de la Poste) の所有に帰したパール父子の帳簿類 (計二二点) の中から、この打刻型の製造をめぐる経緯を物語るアルベル・パールの発信文書控が見つかった。以下に翻訳を掲げる (原文は別掲)。

【史料⁽³⁾】

(左欄外見出し) 「貨幣記念貨委員長宛／日本貨幣の件」

一八六六年のフランス製一両銀

一八六六年一月八日
委員長閣下

日本の外務省ならびに在パリ領事の御用を勤める銀行家フリユリー・エラール氏の勘定によって私が試作した打刻型を用いて、楕円形銀貨の試作品二四枚を私のプレス機で製造する許可を申請します。

江戸に建設する貨幣製造所の計画を立案し、そのために必要なフランス製の機材を納入する任務を大君の政府から請け負っているフリユリー・エラール氏は、この試作品を一月一八日の便で発送するとともに、江戸の造幣局を建設・組織するまでの間、この試作品と同じ貨幣の製造をパリの当局に委託するよう、日本政府に提案する予定です。

敬具

【史料⁽⁴⁾】

(左欄外見出し) 「日本外務省ならびに領事指定銀行家

フリユリー・エラール、サントノレ

通り二七三

一八六六年一月一七日

拝啓

一五九 (二五九)

一つの貨幣を作るには、以下の打刻型ならびに母型を彫り出すことが必要です。

- 一 表面の原打刻型（凹型）
裏面の ♪
- 二 表面の原母型（凸型）
裏面の ♪
- 三 表面の複製用打刻型
裏面の ♪
- 四 表面の複製用母型
裏面の ♪

以上あわせて原打刻型・母型が四点、複製用打刻型・母型が四点です。

原く型というのは貨幣用語で、もともとの貨幣の形状が変わらぬ同一性を保ち続けることを保証し、偽造に対抗するために必要なものです。これにより、公式の決定に基づく（形状の）修正がない限り、今日造った硬貨は、何年も前に製造した同じ額面の硬貨と全く同一の形となります。

ご存知のように、貨幣を打ち抜くのに直接用いる型、すなわち作業用打刻型はかなりの期間の使用に耐えますが、平均して一万、二万、あるいは四万枚の硬貨を作る

と、磨り減ったり、壊れたりしてしまいます。硬貨がその型や厚さ、あるいは金属成分によつて寿命の長短があるのと同じように、打刻型にも寿命の長短がありますが、いずれにせよその後は、複製用母型と呼ばれる型を元にプレス加工の機械を使つて複製した、全く同じ形の新しい打刻型と交換しなければなりません。

この複製用母型はそれ自体、時間とともに傷む危険にさらされています。その場合、今度はその複製用母型を、複製用打刻型を元に機械加工で同じ形のを複製することになりますが、万一、複製用打刻型がこの作業で損なわれるような事態に至った場合は、これを作り直すために原母型を利用することになります。エトセトラ、エトセトラ。

したがって、互いに形が同じ打刻型と母型の原型ならびに複製用型は、そこから作られる作業用打刻型や貨幣との同一性を完全に保証するものであり、これによつてもともとの貨幣の形状が変わらないようになります。

四イチブ（一分）硬貨の試作品を製造するために、私がい急いで彫つた二つの打刻型は、以上のような貨幣の必要条件を満たしたのではなく、正式な造幣に供することとはできません。これ以上のことをするには時間が足り

なかったのです。これらの打刻型を彫るにあたって私が目指したのは、ある一定の数の硬貨、すなわち型を用いた造幣の見本を製造し、日本政府による検査に供することだけであり、それ以上のことをなすのは不可能でした。検査の結果、承認が得られれば後でこれを正確にコピーし、文字や全体のレイアウトに誤りがあれば訂正することになるでしょう。

この重要な事業が実行に移されるならば、次に四イチブの原打刻型と原母型、ならびにそれぞれの複製用型の完全なセットを作ることになります。この作業には四ヶ月の時間と三〇〇〇フランの費用がかかるでしょう。

この打刻型、母型ならびに作業用打刻型の製造は、私がフランス政府の予算によって行う同様の作業をつかさどる官庁の管理と監督の下に行われることを保証します。

敬具

いずれも縦三九五ミリ、横二六〇ミリという大判の、書籍のような厚手のノートにペン書きで記されており、【史料1】を収めるのはアルベール・バールの上司にあたる貨幣記念貨委員長宛の文書の控を記録した冊、【史料2】を収めるのはそれ以外、貨幣や記念メダルの発注

者等に宛てた書簡の控の冊であるらしい。⁽⁵⁾ この二つの書簡控から、江戸幕府から銀行家フリユリー||エラールを介して発注が行われたこと、納期が短いために本格的生産用ではなく試作用の打刻型が一八六六年一月八日まで completion、おそらくは上司の許可を得て二四枚の銀貨が作られ、一七日以前にフリユリー||エラールに納品されたことなどが知られる。そして、その銀貨が「楕円形」(史料1)で「四イチブ」(史料2) || 四×一分 || 一両であることからみて、書簡で言及されているのが図1の打刻型であるのは間違いない。

実際、同じくバール家に由来する図2のような史料が、パリ郊外サヴィニー||ル||タンブル Savigny-le-Temple 所在の経済・財政文書センター Centre des archives économiques et financières (フランス財務省の文書館) に所蔵されている。⁽⁶⁾ 縦一九四ミリ、横二七三ミリの、和紙とおぼしい薄手の紙に一両銀のデザインが描かれ、日本語による註記や指示にフランス語の翻訳が付されている。これが図1の打刻型を作るのに用いられた仕様指示書なのは明らかであろう。なお、調査が行き届かなかったために私自身の目では確認できなかったが、同センターには図3のような銀貨の下絵も所蔵されているらしい。⁽⁷⁾

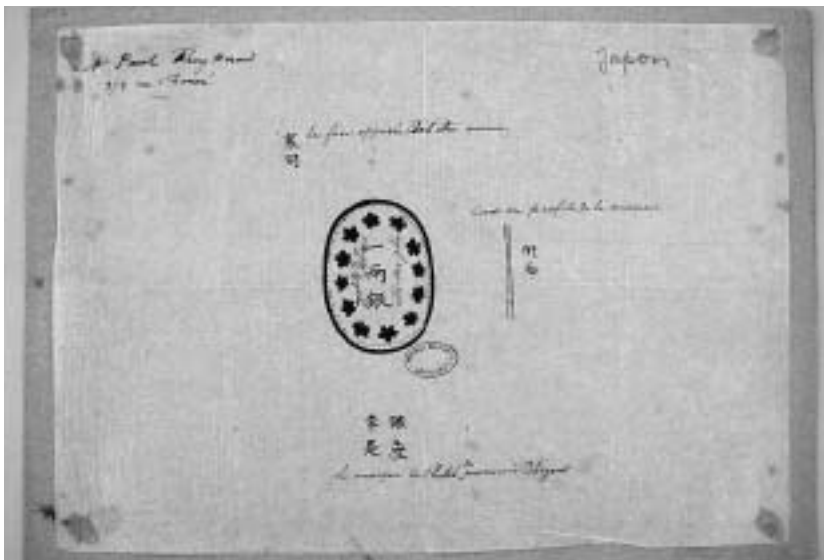


図2 一両銀仕様指示書（Centre des archives économiques et financières 所蔵、中島圭一撮影）

一六一（一六一）

図2・3を見ると、アルベール・バールによって試作された一両銀のデザインは、なかなか興味深い。形は楕円形で、一両という額面からみても金貨（小判）を意識しているのは明白だが、その縁に沿って配した花の模様（桜？）は、「銀坐常是」の文字とともに安政一分銀の意匠を取り込んだものである。さらに、側面に刻み目を入れるよう指定しているのは、メキシコ・ドルなどの洋銀に倣ったものと考えられる。すなわち、この一両銀のデザインは小判・安政一分銀・洋銀のミックスなのである。【史料2】の「四イチブ」という表現からもうかがえるように、従来、日本の対外決済貨幣の中心であった一分銀に代えて、小判と同じ額面の一両銀を新たに投入することを象徴するようなデザインと言えよう。そして、貨幣の製造方法も、日本の伝統的な鑄型を用いた鑄造に代えて、西洋式にプレスして製造する手法を採用し、【史料1】によれば幕府は必要な機材をフランスから輸入する方針を立てていたのである。

二 日本側の関連史料から見た銀貨試作の経緯

一八六六年一月に西洋式の方法で銀貨の試作が行われたというタイミングに注目すると、同じ頃に交渉が始ま

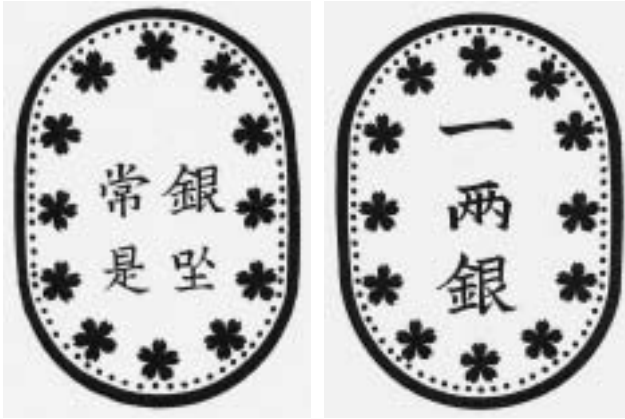


図3 一両銀下絵 (註(2)論文所収)

り、同年六月二五日（慶應二年五月一三日）に調印された改税約書において、造幣局の拡張と貨幣の増発を日本が約束したこととの関連が考えられよう。ただ、実際には前年春、元治二年三月廿日付で老中からフランス公使レオン・ロッシュに「過日相頼候貨幣鑄造之機械」を早く入手できるよう周旋を依頼するなど、貨幣製造への西洋式機械の導入は幕府にとって以前からの懸案であった。そして、改元後の慶應元年閏五月（一八六五年六月）にフランスへ派遣された幕府の使節も、これを製鉄所建設のための機械購入・技術者雇用や軍事教官招聘と並ぶ主要任務として担っていた。この使節団を特命理事官として率いた外国奉行の柴田剛中の日記⁽⁹⁾や、『統通信全覽』類聚之部に「貨幣鑄造一件」としてまとめられている史料⁽¹⁰⁾を見ると、銀貨試作をめぐる経緯を以下のように復元することができる。

柴田の使節団が貨幣製造に関する使命を帯びているという情報はフランス側にもある程度広まっていたらしく、九月六日（和暦七月一七日）のパリ到着から一ヶ月の間に当地の「貨幣鑄造職のもの」等から少なくとも三回の売り込みがあった⁽¹¹⁾が、柴田は相手にせず、専ら一行の案内役とも言うべきポール・フリユリー＝エラル Paul

Frivy-Héard (一八三六―一九一三、日本側史料では「フロリヘラルト」などと表記) と相談しながら事を進めている。フリユリーエラールは中国・日本など極東との取引に携わった銀行家で、駐日フランス公使レオン・ロッシュの推挙により、一行の滞仏中に江戸幕府から名譽総領事に任命されることになる人物である。

フリユリーエラールは、使節団の離日前に早くも「金銀貨幣鑄造之事を管轄するモツシウルレパロンレールデブツシエル」、すなわちフランスの造幣局 *Monnaie de Paris* 長官ルヌアール・ド・ビュッシエール *Renouard De Bussière* 男爵と会見し⁽¹²⁾、西洋式の貨幣製造技術の導入について、具体的かつ詳細な情報を集めるなど⁽¹³⁾、着々と準備を進めていた。ところが、江戸の幕府から機械購入に関する指令がなかなか届かず、一〇月二五日(和暦九月七日)付の柴田宛書簡で「余より申遣はせし事の報告を得るまでは余取掛らざるへし」と述べている⁽¹⁴⁾。そうした中で、一月二〇日(和暦一〇月三日)、柴田はフリユリーエラールと相談して「鑄造局并器械据付方惣図引立入用」として六〇〇〇フランの勘定を設定することを決め、翌日にはフリユリーエラールとともに「貨幣局」に赴いて、フランスの貨幣製造の現場を自分

の目で見て⁽¹⁵⁾いる。本稿の終わりで述べるように、明確な指令が出たわけではないようだが、おそらくこの直前に一両銀の仕様指示書がフランスへ届き、そこから幕府の方針を読み取って行動を始めたものと想像される。

すなわち、江戸の外国奉行山口直毅から柴田に宛てた七月二一日付の書簡には「貨幣雛形公使江渡す」との旨が記されており⁽¹⁶⁾、この書簡が柴田の手許に届いた一月七日(和暦九月一九日)より少し遅れて、ロッシュの手を経て送られた「貨幣雛形」もフランスに着いたようである。柴田の帰国後にまとめられた報告書によれば、「十月中」に「壹両銀雛形」が届いたものの、「頗る龐略」で、そのままでは製版が難しかったため、「大形且分明に写取」るようフリユリーエラールから依頼されたので、柴田が「支配向へ申付」けて写し取らせて渡したという⁽¹⁷⁾。実際、柴田の日記によれば、一二月六日(和暦一〇月一九日)に外出の帰り、フリユリーエラールの許に立ち寄って「新貨幣図、頼ニより認め置きし」を渡している⁽¹⁸⁾。おそらく日本から送られてきた「貨幣雛形」が前掲の図2で、柴田の随員が清書した「新貨幣図」が図3にあたるのであろう。なお、柴田の報告によれば、後者をさらに「写真鏡にて、御国注文之分合通、

縮写」して用いたらしい。⁽¹⁹⁾

前節で紹介した【史料1】【史料2】を参照すれば、アルベール・パールはそれから約一ヶ月——ということとは本格的な打刻型の場合の四分の一の期間——というスピードで図1の型を完成させたことになる。そして、一月一三日（和暦十一月二七日）にはフリユリーエラールから柴田の許へ「新銀一両貨幣二枚」が届けられ、その翌々日にパリを出発した柴田がこれを日本に持ち帰り、幕府に「差上」げたという。⁽²⁰⁾一月一八日の便で発送する予定とする【史料1】の記述とは多少齟齬するが、日本側の史料から見た銀貨試作の経緯は以上のようになる。

もう一つ齟齬するのは、試作された銀貨の枚数である。【史料1】でアルベール・パールは二四枚を作る許可を申請しており、五日後に試作品が柴田の許に届けられている事実からみて、申請はスムーズに認められたはずだが、柴田が記す銀貨の枚数は「二枚」に過ぎない。この点については、「貨幣鑄造一件」所収の計算書・領収書類が参考になる。フリユリーエラールの計算書によれば、彼は「横浜に於て之貨幣局入用」として六〇〇フランを一月一四日に預かったが、一五日にはそのうち一七五九フランを「アルベルトバルレ」すなわちアルベ

ールパールに、三〇フラン四〇サンティームをシエウリオン（おそらくシュヴリヨン Chevrillon⁽²¹⁾）に支払っている。シエウリオンの領収書によれば、彼は貨幣を納める紅革製の箱を製作し、箱二つ分の基本料金一二フラン、追加の箱五つ分の代金二〇フランの、合わせて三二フランから「五分口銭」⁽²²⁾一フラン六〇サンティームを差し引いた額を受領している。したがって、箱が七つも作られている以上、「二枚」というのは柴田の書き誤りと考えざるを得ない。

そして、アルベール・パールの領収書は、彫刻代一五〇〇フラン、形代（打刻型の材料費等か）一〇〇フランとともに、「銀板式拾枚」の代金一三九フラン、プレス代金二〇フラン（壹枚二付壹フラン）を計上している。したがって、柴田が実際に受け取った一両銀は二〇枚とみられる。柴田の日記には「二」の下に「十」が書き落とされたに違いない。では、アルベール・パールが作った二四枚の銀貨のうち、二〇枚を納品した残りの四枚はどうなったのであろうか。

【史料1】に「フリユリーエラール氏の勘定によって」とあるのを重視して、これを打刻型のみならず、二四枚の試作品も含めてのことと考えれば、四枚は仲介役



図4 一兩銀（註(2)論文所収）

のフリユリーエラルが自分用に注文した可能性があるろう。銀行家で、しかも極東との取引に積極的な人物であれば、日本の新銀貨のサンプルを手許に残したいと思うのは自然である。また、この二四枚の枠の中に入るのか、あるいは枠外で作られたかは不明だが、アルベールニール自身の手許に留め置かれた試作品があるのは確実で、子孫の家には一兩銀が少なくとも一枚は伝来し、アンリ・ルニールニールの文章に写真が付載されている（図4）。アルベールはフランスの国家のために貨幣や切手の原版を製作するとともに、本稿で取り上げたような外国貨幣や、国内外の様々な記念メダルの製造に携わっており、そうした顧客たちに見本として提示できるように、過去の作品を手許に残しておく必要があったのである。

柴田が持ち帰って幕府に提出した二〇枚の一兩銀の行方はわかっていない。古金銀では日本有数のコレクションをもつ日本銀行の所蔵品には見当たらず、またコレクターの世界でも現在まで知られていないようである。⁽²³⁾幕府滅亡の混乱の中で失われてしまったのかもしれない。アンリ・ルニールニールが載せた写真の一兩銀は、彼の死後、行方不明になってしまったが、試作品の現物

が再発見される可能性は日本よりフランスの方がむしろ大きそうである。

おわりに

柴田剛中は慶應二年正月（一八六六年三月）に帰国し、一両銀の試作品二〇枚を幕府に提出して復命する。一方、五月一三日（六月二五日）には改税約書が締結され、幕府は造幣局を拡張して、慶應三年二月七日（一八六八年一月一日）から外国貨幣や地金との両替が自由にできるように、貨幣を増発することを約束するが、期限まで三ヶ月を切った同年九月中旬に至って、準備が全く整っていないことが明らかになった。そこで調べてみると、慶應元年九月五日（一八六五年一〇月二三日）付で柴田から江戸の外国奉行に宛てて「貨幣鑄造器械御買上方之儀」について注意を喚起した書簡が一月一〇日（二月二七日）に届いたので、勘定奉行に申し送ったが話が進まなかったこと、勘定奉行の方では柴田の滞仏中に機械の発注等が実施されたと誤解していたことなどが判明した²⁴。やむを得ず幕府は慶應三年一月四日（一八六七年一月二九日）付で外国貨幣引替の延期を各国の公使等に伝えるが、その二ヶ月後には戊辰戦争が始まり、一

両銀の発行計画は江戸幕府とともに消滅することになる。政権を引き継いだ明治新政府は改税約書の履行責任も継承したので、貨幣の増発を迫られるが、こちらは明治四年以降、イギリス人技術者の指導の下に西洋式の円形貨幣を発行することになる。かくしてフランスの技術を導入して発行されるはずだった楕円形の一両銀は、文字通りの幻の銀貨となってしまったのであった。

注

- (1) 打刻型の調査に際しては、パリ貨幣博物館のジャン＝リュック・デニエ Jean-Luc Denier 氏のご協力をいただいた。法量や材質も同氏のご指示による。
- (2) 以下、パール家ならびにフランス側の史料については、主として Joyaux, François: *Trois essais monétaires des frères Barre avec caractères chinois (1866-1879)*, «Bulletin de la Société Française de Numismatique» 64-1, Paris, 2009 に于ける。
- (3) 郵便博物館 パール家帳簿類 Registres Barre 架蔵番号 2002.163.10
- (4) 同前 2002.163.9
- (5) 二〇〇九年九月に現物を閲覧・調査し、写真撮影・計測を行った。
- (6) 同前。パール家資料 Fonds Barre, série S 6, carton 9. 貨幣博物館の所蔵印 MONNAIE DE PARIS / ARCHIVES

が捺されており、本来は打刻型とセットであったようだが、現在は文書資料のみ財務省のセンターに移管されている。

- (7) 前掲註(2)論文所載。
- (8) 『統通信全覧』類聚之部・貨財門・雜類「貨幣鑄造一件」所収。
- (9) 「仏英行(柴田剛中日載七・八)」「西洋見聞集 日本思想大系66」岩波書店、一九七四年。以下「日載」と略記する。引用にあたっては東京大学史料編纂所架蔵の写真帳を参照し、本来の用字に改めてある。写真帳の閲覽にあたっては、同所の保谷徹・横山伊徳両氏のご協力・ご教示をいただいた。
- (10) 『統通信全覧』類聚之部・貨財門・雜類。なお、同書の編年之部にも若干の關係史料が含まれているほか、類聚之部の修好門・使節に収める「柴田日向守使節一件」にも参考となる史料があったようだが、後者は残念ながら欠巻となっている。
- (11) 「日載」慶應元年七月二十四日、八月二日、同一七日条。
- (12) 人物比定はジャン・リユック・デニエ氏のご教示による。
- (13) 一八六五年六月一日レオン・ロッシュユ宛プリュリール・エラーール書簡(「貨幣鑄造一件」所収)。
- (14) 「貨幣鑄造一件」所収。
- (15) 「日載」慶應元年一〇月三日・四日条。なお、この「貨幣局」は、ボン・ヌフに程近いセーヌ川南岸にあって、現在はパリ貨幣博物館となっている建物 Hôtel de la Monnaie と思われる。また、現場の案内をしたシエリオン(同一五日条)は、後出のシエウリオンと同一人物であろうか。
- (16) 「日載」慶應元年九月一日九日条。
- (17) 慶應三年一月二三日貨幣改鑄器械之儀顛末書(「貨幣鑄造一件」所収)。
- (18) 「日載」慶應元年一〇月一九日条。
- (19) 前掲註(17)史料。
- (20) 「日載」慶應元年一月二七日・二九日条。前掲註(17)史料。
- (21) フランス国立社会科学高等研究所のギヨーム・カレ氏のご教示による。
- (22) 断案はないが、間に商人等が入った場合の仲介手数料の分を値引きしているのであろうか。
- (23) 日本銀行貨幣博物館の関口かをり氏、ならびに近世史研究者で古銭収集の世界にも詳しい勝亦貴之氏のご教示による。
- (24) 慶應三年一月三三日貨幣改鑄器械之儀に付申上候書付・顛末書(「貨幣鑄造一件」所収)。
- (25) 慶應三年一月四日付小笠原彦岐守書簡(「貨幣鑄造一件」所収)。

【史料一原文】

(左欄外見出し)

A Mr Le Président de la Commission des Monnaies et Médailles
Monnaies Japonaises

8 Janvier 1866

Monsieur le Président, J'ai l'honneur de vous demander l'autorisation de frapper sous mes balanciers, 24 pièces d'essai d'une monnaie ovale en argent dont je viens de graver les coins provisoires pour le compte de Mr Flury-Hérad, banquier du Ministère des Affaires Etrangères et Consul du Japon à Paris.

Chargé par le Gouvernement du Taïcoum, de faire dresser les plans d'un atelier monétaire qui sera construit à Yeddo, et d'en fournir le matériel exécuté par l'industrie française, Mr Flury-Hérad a l'intention d'expédier ces essais par le courrier du 18 Janvier, et il doit proposer en même temps au Gouvernement Ja-

ponais, de confier à la Direction de Paris, la fabrication de monnaies conformes aux essais pendant le délai que nécessiteront la construction et l'organisation de l'hôtel monétaire de Yeddo.
Veuillez etc.

【史料二原文】

(左欄外見出し)

Mr Flury-Hérad, Banquier du Ministère des Affaires Etrangères et Consul du Japon. 273, r. St. Honoré

17 Janvier 1866

Monsieur, La création d'un type monétaire entraîne nécessairement la gravure des matrices et poinçons ci-après :

- 1° 1 Matrice originale (ou creux) de l'avvers 1 d° du revers
- 2° 1 Poinçon original (ou relief) de l'avvers 1 d° du revers
- 3° 1 Matrice de reproduction de l'avvers

- | | | | |
|----|----|-------------------------|------------|
| 1 | d° | d° | du revers |
| 4° | 1 | Poinçon de reproduction | de l'avers |
| 1 | d° | d° | du revers |

Soit en total 4 matrices et poinçons originaux, 4 matrices et poinçons de reproduction.

C'est ce qu'en termes monétaires nous appelons les originaux. Ces originaux sont nécessaires pour assurer cette identité inaltérable des types primitifs qui déjoue la contrefaçon.

C'est ainsi, qu'à moins de modifications introduites en vertu d'un décret, une pièce frappée aujourd'hui est exactement semblable à celle de même valeur frappée il y a plusieurs années.

Vous savez, Monsieur, que les coins servant à frapper directement la monnaie, ou coins de service, ont une durée plus ou moins longue, mais qu'en moyenne, ils s'usent ou périssest après avoir monnayé 10,000, 20,000 ou 40,000 pièces. Selon que les pièces par leur moule, leur épaisseur ou leur alliage présentent plus ou moins de résistance, toujours est-il qu'après un service plus ou moins long, ces coins doivent être remplacés par

d'autres entièrement semblables que l'on reproduit mécaniquement, par pression, au moyen des poinçons diis de reproduction.

Ces poinçons de reproduction sont eux-mêmes exposés à s'altérer avec le temps. Dans ce cas, ils sont à leur tour reproduits mécaniquement et identiquement au moyen des matrices de reproduction et si, par impossibles, les matrices de reproduction venaient à souffrir de cette opération on aurait recours pour les refaire aux poinçons originaux etc. etc.

Les matrices et poinçons originaux et de reproduction identiques entre eux sont donc la garantie de l'identité parfaite des coins de service qui en dérivent et des monnaies dont le type originaire ne souffre pas d'altération.

Les deux coins que je viens de graver d'urgence pour frapper les pièces d'essai de 4 ichibus ne se trouvent pas dans ces conditions monétaires et ne pourraient se prêter à une fabrication régulière, le temps manquant pour faire plus ; en gravant ces coins, je n'avais et ne pouvais avoir d'autre but que de permettre la fabrication d'un certain nombre de pièces ou de spécimens du mon-

nayage en virole et de soumettre au gouvernement Japonais un type qui ultérieurement serait copié exactement s'il était approuvé, ou rectifié si des fautes s'étaient glissées dans les signes ou dans la disposition générale.

S'il était donné suite à cette importante affaire, il y aurait donc lieu de graver et de reproduire une série complète de matrices et poinçons originaux et de reproduction de la pièce de 4 itchibus. Ce travail exigerait 4 mois et représenterait une dépense de trois mille fr.

Ces matrices, poinçons et coins seraient faits sous toutes les garanties de contrôle et de surveillance administratives qui président aux travaux similaires que j'exécute pour le compte du Gouvernement Français.

Veuillez agréer etc. etc.

【付記】 本稿は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究(B)「寛永通寶の生産と流通 東アジア錢貨の共時性を視座に」(研究代表者 櫻木晋一)の研究成果を含んでゐる。